

毎週月・水・金曜日発行

富山県報

令和5年2月13日

月曜日

第5044号

目次

公安委員会規則	
○富山県公安委員会文書管理規則の一部を改正する規則	1
公安委員会規程	
○富山県公安委員会文書規程を廃止する規程	17
○富山県公安委員会の事務の専決に関する規程の一部を改正する規程	
公 告	
○都市計画の図書の写しの縦覧	20
○都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧	21

規 則

富山県公安委員会文書管理規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和5年2月13日

富山県公安委員会委員長 林 和夫

富山県公安委員会規則第1号

富山県公安委員会文書管理規則の一部を改正する規則

富山県公安委員会文書管理規則（平成13年富山県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「委員会」を「公安委員会」に、「条例」を「情報公開条例」に改める。

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 公文書

情報公開条例第2条第2項に規定する文書をいう。

(2) 電子文書

電磁的記録である公文書をいう。

(3) 文書管理システム

文書等の収受、起案、保存、廃棄等に係る業務を統一的に処理するシステムであって、富山県警察情報管理システム（富山県警察情報管理システムの運用管理に関する訓令（平成24年富山県警察本部訓令第6号）第2条第1号に規定する富山県警察情報管理システムをいう。）に整備されたものをいう。

(4) 公文書ファイル等

公安委員会における能率的な事務又は事業の処理及び公文書の適切な保存に資するよう、相互に密接な関連を有する公文書（保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）を一の集合体にまとめたもの（以下「公文書ファイル」という。）及び単独で管理している公文書をいう。

第18条中「については、文書管理責任者が別に定める」を「関し必要な事項は、富山県警察本部長が定める文書管理に関する規定を準用する」に改め、同条を第23条とし、第17条を第22条とする。

第16条中「場合は、」の次に「その管理する」を加え、同条を第21条とする。

第15条を次のように改める。

（公文書ファイル管理簿）

第15条 文書管理担当者は、少なくとも毎年度1回、その管理する公文書ファイル等（保存期間1年以上のものに限る。）の現況について、公文書ファイル管理簿（様式第4号）に記載しなければならない。

2 公文書ファイル管理簿の記載に当たっては、記載すべき事項が情報公開条例第7条各号に規定する不開示情報に該当する場合には、当該不開示情報を明示しないようにしなければならない。

3 文書管理担当者は、その管理する公文書の管理状況について、少なくとも毎年度1回、点検を行い、その結果を文書管理責任者に報告しなければならない。

4 文書管理担当者は、保存期間が満了した公文書ファイル等について、廃棄した場合は、当該公文書ファイル等に関する公文書ファイル管理簿の記載を削除するとともに、廃棄日等について文書管理システムに登録しなければならない。

第15条を第20条とする。

第14条第1項中「ときは、」の次に「公安」を、「前に」の次に「、その管理する」を加え、同条を第19条とし、第13条を第18条とし、第12条を第17条とする。

第11条第4号中「条例」を「情報公開条例」に改め、同条を第16条とする。

第10条中「公文書の」を「公安委員会が保有する公文書の」に改め、同条を第15条とする。

第9条中「公文書については」を「公安委員会が保有する公文書については」に改め、同条の表中

第3条第1号に規定する公文書	10年
第3条第2号に規定する公文書	5年
第3条第3号に規定する公文書	当該苦情の処理後3年
第3条第4号に規定する公文書	当該公文書の内容に応じて、文書管理責任者が定める期間

を

第4条第1号に規定する公文書	10年
第4条第2号に規定する公文書	5年
第4条第3号に規定する公文書	当該苦情の処理後3年
第4条第4号に規定する公文書	当該公文書の内容に応じて、文書管理責任者が定める期間

に改め、同条を第14条とする。

第8条中「公文書は」を「公安委員会が保有する公文書は」に改め、同条を第13条とする。

第7条第1項中「委員会」を「公安委員会」に改め、同条を第12条とする。

第6条第1項中「公文書については」を「公安委員会が保有する公文書については」に、「三段階」を「3段階」に、「様式第1号」を「様式第3号」に改め、同条第3項中「公文書分類表」を「公文書分類基準表」に改め、同条を第11条とする。

第5条第1項中「委員会」を「公安委員会」に改め、同条を第10条とする。

第4条第1項中「委員会」を「公安委員会」に、「補佐室長」を「総務課に附置

する公安委員会補佐室の室長」に改め、同条第2項中「文書管理責任者は、」の次に「公安委員会が保有する」を加え、同条を第9条とし、同条の前に次の4条を加える。

(例式)

第5条 公文書の例式は、別表のとおりとする。

(起案文書の作成)

第6条 起案文書の作成は、原則として文書管理システムにより行うものとする。

ただし、文書管理システムが使用できない場合その他文書管理システムにより難しい場合は、この限りでない。

2 文書管理システムにより作成した起案文書の決裁は、原則として文書管理システムにより行うものとする。

(令達の方法)

第7条 規則及び規程で公表を要するものは、富山県公告式条例（昭和25年富山県条例第30号）の定めるところにより公示し、告示及び公告の公示は、富山県警察本部前の公安委員会の掲示板に掲示するほか、必要と認めるものは、富山県報発行規則（昭和28年富山県規則第44号）の定めるところにより県報に登載して行う。

(施行手続)

第8条 施行文書（原議（決裁を受けた起案文書をいう。以下同じ。）の内容を発信文書の形式に作成したものをいう。以下同じ。）及び電子文書（紙文書を作成するための一時的な電磁的記録を除く。以下同じ。）を作成するときは、次の各号に掲げるところにより処理しなければならない。

- (1) 第3条第1項第1号から第5号に定める公文書には、公安委員会名を冠し、富山県警察本部警務部総務課（以下「総務課」という。）に公安委員会令達件名簿（様式第1号）を備え付けて所定事項を記載し、その種別に応じ令達番号を付し、原議及び施行文書に記載する。
- (2) 第3条第1項第6号に定める公文書は、総務課に文書件名簿（様式第2号）を備え付けて所定事項を記載し、原議及び施行文書に文書番号を記載する。
- (3) 公安委員会令達件名簿及び文書件名簿の番号はそれぞれ一連の番号とし、暦年ごとに更新する。

(4) 日常的に作成される公文書であって、その内容が軽易又は定型的であるものについては、第2号の規定にかかわらず、文書件名簿への登録を省略することができる。

2 規則及び規程の原議は、電子文書を除き、施行後速やかに富山県警察本部警務部警察相談課に提出するものとする。

第3条の見出し並びに同条各号列記以外の部分、第1号及び第4号中「委員会」を「公安委員会」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項各号に掲げる公文書以外の公安委員会に係るものは、富山県警察本部長が管理するものとする。

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(公文書の種類)

第3条 公文書の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 規則

公安委員会が、その権限に属する事務に関し、法令又は条例の特別の委任に基づいて制定するもの

(2) 規程

規則を除き、公安委員会がその権限に属する事務に関し、制定するもの

(3) 告示

公安委員会が、その権限に属する事務に関し、法令、条例又は規則に基づいて、管内の全部又は一部に公示するもの

(4) 公告

告示を除き、公安委員会が、その事務に関し、管内の全部又は一部に公示するもの

(5) 指令

公安委員会が、その権限に属する事務に関し、公私の団体又は特定の個人に対して申請その他の事由に基づき、指示、命令するもの

(6) 一般文書

報告文書、連絡文書、資料その他の文書で、前各号に掲げる以外のもの
附則の次に次の別表を加える。

別表（第5条関係） 公文書例式

1 規則

(1) 制定の場合

ア 条を置く場合

×（何々の規定に基づき）何々に関する規則を公布する。
××年号○年○月○日
富山県公安委員会委員長×○○×○○×
富山県公安委員会規則第○号
×××何々に関する規則
×（何々）
第1条×何々○○○○○
×（何々）
第2条×何々○○○○○
2×何々○○○○○
×××附×則
×この規則は、年号○年○月○日（公布の日）から施行（し、年号○年○月○日から適用）する。

イ 条を置かない場合

×（何々の規定に基づき）何々に関する規則を公布する。
××年号○年○月○日
富山県公安委員会委員長×○○×○○×
富山県公安委員会規則第○号
×××何々に関する規則
×何々○○○○○
×××附×則
×何々○○○○○

(2) 全部改正の場合

×（何々の規定に基づき）何々に関する規則を公布する。
××年号○年○月○日
富山県公安委員会委員長×○○×○○×

富山県公安委員会規則第〇号

×××何々に関する規則

×何々に関する規則（年号〇年富山県公安委員会規則第〇号）の全部を改正する。

×（何々）

第1条×何々〇〇〇〇〇

×（何々）

第2条×何々〇〇〇〇〇

×××附×則

×何々〇〇〇〇〇

(3) 一部改正の場合

×（何々の規定に基づき）何々に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

××年号〇年〇月〇日

富山県公安委員会委員長×〇〇×〇〇×

富山県公安委員会規則第〇号

×××何々に関する規則の一部を改正する規則

×何々に関する規則（年号〇年富山県公安委員会規則第〇号）の一部を次のように改正する。

×第何条を次のように改める。

×（何々）

第何条×何々〇〇〇〇〇

×第何条（または何々）の次に次の何条（何々）を加える。

×（何々）

第何条の2×何々〇〇〇〇〇

×第何条を削り、第何条を第何条とし、第何条から第何条までを1条ずつ繰り上げる。

×第何条（何々）中「何々」を「何々」に改める。

×××附×則

×何々〇〇〇〇〇

(4) 廃止の場合

× (何々の廃止 (または施行) に伴い) 何々に関する規則を廃止する規則を公布する。

××年号○年○月○日

富山県公安委員会委員長×○○×○○×

富山県公安委員会規則第○号

×××何々に関する規則を廃止する規則

×何々に関する規則 (年号○年富山県公安委員会規則第○号) は、廃止する。

×××附×則

×この規則は、年号○年○月○日から施行する。

2 規程

(1) 一部改正の場合

×何々に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

××年号○年○月○日

富山県公安委員会委員長×○○×○○×

富山県公安委員会規程第○号

×××何々に関する規程の一部を改正する規程

×何々に関する規程 (年号○年富山県公安委員会規程第○号) の一部を次のように改正する。

×第何条中「何々」を「何々」に改める。

×第何条を次のように改める。

× (何々)

第何条×何々○○○○○

×第何条を削り、第何条を第何条とし、第何条から第何条までを1条ずつ繰り上げる。

(本文改正の要領は、規則の改正の例に同じ。)

×××附×則

×何々○○○○○

(2) 廃止の場合

× (何々の廃止 (または施行) に伴い) 何々に関する規程を廃止する規程を公布する。

××年号○年○月○日

富山県公安委員会委員長×○○×○○×

富山県公安委員会規程第○号

×××何々の規程を廃止する規程

×何々に関する規程 (年号○年富山県公安委員会規程第○号) は、廃止する。

×××附×則

×この規程は、年号○年○月○日から施行する。

3 告示

(1) 制定の場合

ア 条を置く場合

富山県公安委員会告示第○号

× (何々の規定に基づき、) 何々に関する要綱 (要領) を次のように定める。

××年号○年○月○日

富山県公安委員会委員長×○○×○○×

×××何々に関する要綱

× (何々)

第1条×何々○○○○○

2×何々○○○○○

× (何々)

第2条×何々○○○○○

(本文の要領は、規則及び規程の制定の例に同じ。)

×××附×則

×この告示は、年号○年○月○日から施行する。

イ 条を置かない場合

富山県公安委員会告示第○号

×××何々について

×何々を次のように定める。(めた。)指定する。(した。)改正する。(し、年

号〇年〇月〇日から施行する。) (適用する。)

××年号〇年〇月〇日

富山県公安委員会委員長×〇〇×〇〇×

1×何々〇〇〇〇〇

(2) 全部改正の場合

富山県公安委員会告示第〇号

× (何々の規定に基づき) 何々に関する要綱 (要領) を次のように定める。

××年号〇年〇月〇日

富山県公安委員会委員長×〇〇×〇〇×

×××何々に関する要綱

×何々に関する要綱 (年号〇年富山県公安委員会告示第〇号) の全部を改正する。

× (何々)

第1条×何々〇〇〇〇〇

(本文の要領は、制定の場合に同じ。)

×××附×則

×何々〇〇〇〇〇

(3) 一部改正の場合

富山県公安委員会告示第〇号

× (何々の規定に基づき、) 何々に関する要綱 (年号〇年富山県公安委員会告示第〇号) の一部を次のように改正する。

××年号〇年〇月〇日

富山県公安委員会委員長×〇〇×〇〇×

×××何々に関する要綱の一部改正について

×第何条中「何々」を「何々」に改める。

×第何条中「何々」を削る。

(本文改正の要領は、規則及び規程の改正の例に同じ。)

(4) 廃止の場合

富山県公安委員会告示第〇号

×××何々の廃止について

×何々（年号○年富山県公安委員会告示第○号）は、（年号○年○月○日限り）廃止する（した。）。
××年号○年○月○日

富山県公安委員会委員長×○○×○○×

4 公告

何々○○○○○

×何々○○○○○は、次のとおりである。

××年号○年○月○日

富山県公安委員会委員長×○○×○○×

1×何々○○○○○

5 指令

富山県公安委員会指令第○号

住所×○○○○○○○○○○○○×

氏名（団体名）×○○○○○×

×××何々○○○○○について

×年号○年○月○日付け第○号で申請（願い出）（伺い出）のあった何々○○○は、（次の条件を付して）許可（認可）（承認）します（できません。）。
××年号○年○月○日

富山県公安委員会委員長×○○×○○×

×何々○○○○○

様式第 2 号を削る。

様式第 1 号中「第 6 条」を「第 11 条」に改め、同様式を様式第 3 号とし、同様式の次に次の 1 様式を加える。

様式第3号の前に次の2様式を加える。

富山県公安委員会の事務の専決に関する規程（昭和61年富山県公安委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表中

個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）	第165条の規定により個人情報保護委員会から権限が委任された事務のうち、第147条第1項の規定により事業所管大臣に委任された権限に属する事務
---------------------------	--

を

個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）	<ol style="list-style-type: none"> 1 第77条の規定による開示請求の手続 2 第82条の規定による開示請求に対する開示決定等の通知 3 第85条の規定による事案の移送 4 第86条の規定による第三者に対する意見書提出の機会の付与等 5 第87条の規定による開示の実施 6 第91条の規定による訂正請求の手続 7 第93条の規定による訂正請求に対する訂正決定等の通知 8 第94条の規定による訂正決定等の期限の延長 9 第95条の規定による訂正決定等の期限の特例 10 第96条の規定による事案の移送 11 第97条の規定による保有個人情報の提供先への通知 12 第99条の規定による利用停止請求の手続 13 第101条の規定による利用停止請求に対する利用停止決定等の通知 14 第102条の規定による利用停止決定等の期限の延長 15 第103条の規定による利用停止決定等の期限の特例 16 第105条の規定による富山県個人情報保護審議会への諮問 17 第105条の規定による諮問をした旨の通知
---------------------------	---

18	第 107条の規定による第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等
19	第 127条の規定による開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等
20	第 170条の規定により個人情報保護委員会から権限が委任された事務のうち、第 150条第 1 項の規定により事業所管大臣に委任された権限に属する事務

に改める。

別表中

富山県個人情報保護条例 (平成15年富山県条例第1号)	1	第14条の規定による開示請求の手続
	2	第19条の規定による開示請求に対する開示決定等の通知
	3	第20条の規定による開示決定等の延長
	4	第21条の規定による開示決定等の期限の特例
	5	第22条の規定による事案の移送
	6	第23条の規定による第三者に対する意見書提出の機会の付与等
	7	第24条の規定による開示の実施
	8	第25条の規定による簡易開示の実施
	9	第28条の規定による訂正請求の手続
	10	第30条の規定による訂正請求に対する訂正決定等の通知
	11	第31条の規定による訂正決定等の延長
	12	第32条の規定による訂正決定等の期限の特例
	13	第33条の規定による事案の移送
	14	第34条の規定による保有個人情報の提供先への通知
	15	第36条の規定による利用停止請求の手続
	16	第38条の規定による利用停止請求に対する利用停止決定等の通知
	17	第39条の規定による利用停止決定等の延長
	18	第40条の規定による利用停止決定等の期限の特例

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により富山市から次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定により富山県土木部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

令和 5 年 2 月 13 日

富山県知事 新 田 八 朗

都市計画の種類

（種類） 富山高岡広域都市計画高度地区

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により富山市から次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定により富山県土木部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

令和 5 年 2 月 13 日

富山県知事 新 田 八 朗

都市計画の種類

（種類） 富山高岡広域都市計画特別用途地区

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により富山市から次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定により富山県土木部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

令和 5 年 2 月 13 日

富山県知事 新 田 八 朗

都市計画の種類

(種類) 富山高岡広域都市計画用途地域